

第3次

南あわじ市行財政改革大綱

計画期間 平成29年度～平成33年度



平成29年3月
南あわじ市

目 次

1	これまでの行財政改革の取組み	1
	行財政改革の経過	2
2	行財政改革の必要性	2
	年度別将来人口の推移	3
	職員数の推移	3
	歳入額の推移	4
	市税収入の推移	5
	市税負担の推移	6
	歳出の推移	6
	地方交付税の推移	7
	市債残高の推移	8
	基金残高の推移	9
	財政指標の推移	9
	公共施設の将来更新費用の推移	10

3 行財政改革の進め方	11
(1) 基本目標	11
(2) 行財政改革の柱	11
(3) 取組項目	12
行財政改革の施策体系図	14
(4) 計画期間	14
(5) 推進体制	15

1 これまでの行財政改革の取組み

行財政改革とは、行政が提供するサービスの手法やコストについて、より効率的で効果的になるようより良い方策を考え、改善に向けた取組みを進めることです。

本市においては、平成18年3月に「南あわじ市行財政改革大綱」を策定し、平成17年度から平成21年度の5か年にわたり、積極的に行財政改革に取り組んできました。そして、平成20年2月に策定した「財政健全化計画」との連携を図りながら、限られた財源の重点配分を行い、無理・無駄を徹底的に省くことにより、収入以上の支出をしない身の丈にあった行政経営を進めてきました。また、将来に多額の付けを回すことが無いよう市債発行の抑制と基金残高の確保に取り組むとともに、「選択と集中」により適正な財政構造の確立を目指してきました。

そして、平成23年度からは、変化する社会情勢や財政状況の中にあっても、市民のニーズに応え、サービスを維持向上するとともに、スリムで機能的な行政への転換を図るため、当初に策定した大綱の改訂版として「第2次行財政改革大綱」を策定し、引き続き効率的で効果的な行財政運営を推進し、歳入歳出の均衡を図り、将来に向けて健全で持続可能な財政基盤の創造に取り組んできました。

【主な取組み項目】

○事務事業の改善・改革

行政評価(事業評価)による事務事業の見直しを行い、事業の統合・廃止にかかる経費を削減したことにより、平成19年から平成23年度にかけて累積積上額約23億円の削減(単年度積上額 約5億8千万円)をすることができました。

○民間活力の導入

「指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、制度的確な運用を図りました。

また、公の施設について管理のあり方について検証し、指定管理者制度を推進するとともに、平成27年4月に養護老人ホーム「さくら苑」を民営化するなど民間活力の導入を推進しました。

○歳入の確保

平成25年4月から市税の徴収率の向上を図るためコンビニ収納を開始し、納付しやすい環境を整えました。

また、徴収強化月間を定めて電話催告及び訪問徴収に取り組んだことや、特別徴収を推進したことによって、市税の収納率が上がりました。

○組織・機構の見直し

組織機構検討委員会を設置し、組織機構について検討、見直しを図った結果、親しみやすく、市民ニーズや大規模災害への対応が迅速に行える組織体系になりました。

【市役所の部局数】

平成17年1月：9部1局30課(市長部局)、2行政委員会

平成28年4月：7部1局23課(市長部局)、4行政委員会

○市民力の強化と防災など危機管理体制の整備

地域における防災活動の重要性を呼びかけ、自主防災組織を育成するとともに、消防団との連携を図りました。また、総合防災訓練や防災学習会等を実施し、地域防災力の強化を図りました。

【自主防災組織数】

平成17年1月：無

平成29年3月：196組織(自治会202団体中97%が組織)

行財政改革の経過

- 平成18年3月 「第1次 南あわじ市行財政改革大綱」(平成17年度～平成21年度)
- (基本目標)
- 1 経営感覚にあふれた市民満足度の高い行政経営の推進
 - 2 地方分権時代にふさわしい自立できる行政経営の推進
 - 3 市民との信頼関係に基づく協働による行政経営の推進
- 平成19年3月 「第1次 南あわじ市行財政改革実施計画」(平成17年度～平成21年度)
- (取組内容)41項目、109件
- ・市民の視点に立った行政サービスの向上
 - ・民間活力等の導入
- 平成22年3月 「第2次 南あわじ市行財政改革大綱」(平成22年度～平成28年度)
- (基本目標)
- 1 経営感覚にあふれた市民満足度の高い行政経営の推進
 - 2 地方分権時代にふさわしい自立できる行政経営の推進
 - 3 市民との信頼関係に基づく協働による行政経営の推進
- 平成22年3月 「第2次 南あわじ市行財政改革前期実施計画」(平成22年度～平成25年度)
- (取組内容)34項目、82件
- ・市民の視点に立った行政サービスの向上
 - ・公用・公共用施設の統廃合と有効活用
- 平成26年3月 「第2次 南あわじ市行財政改革後期実施計画」(平成26年度～平成28年度)
- (取組内容)30項目、84件
- ・歳入の確保
 - ・市民力の強化と防災など危機管理体制の整備

2 行財政改革の必要性

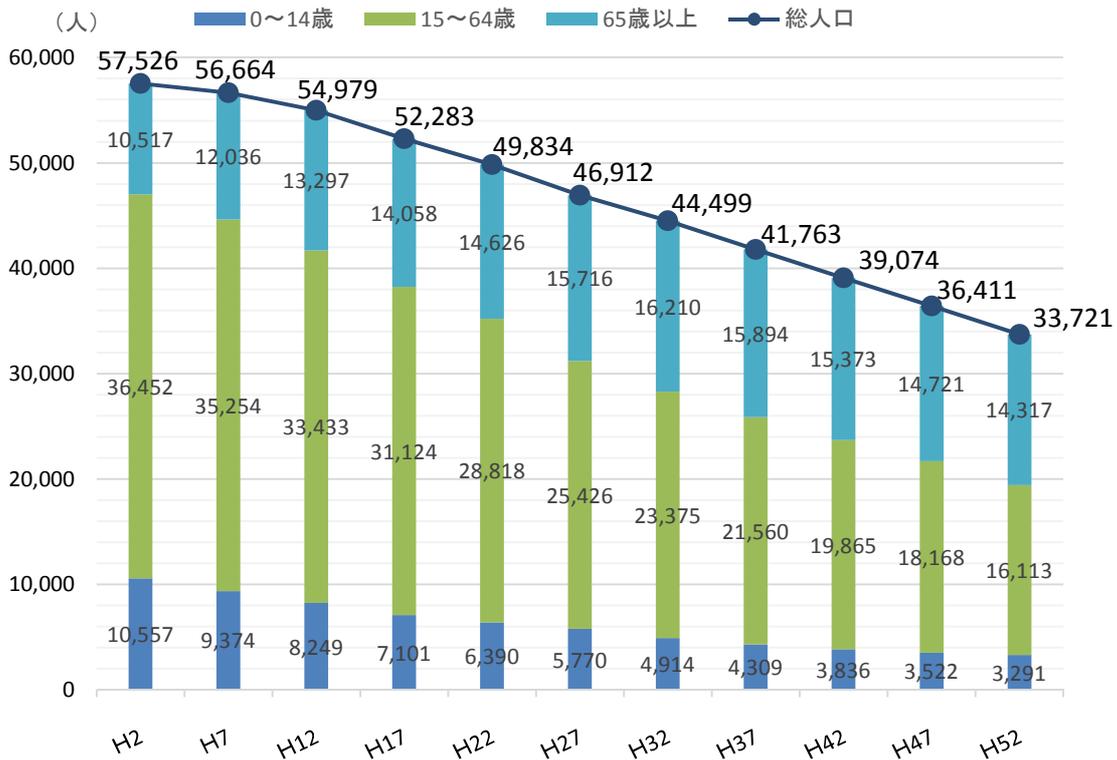
本市においては、これまで高い市民力と効率性が発揮される行財政運営に取り組んできました。

しかし、近年、少子高齢化や人口減少に伴う税収の減少、普通交付税の合併算定替の縮減などにより歳入が減少傾向となっているなかで、社会保障経費や公共施設の老朽化対策経費等が年々増加しています。また、地方分権や地方創生施策の展開が進むにつれて自治体の自主性がますます高まっており、厳しくなる財政状況のなかでも満足度の高い行政サービスの提供を続け、元気で魅力ある地域づくりに取り組み、持続可能なまちを未来へつないでいくことが課題となっています。

効率的・効果的な行財政運営によるまちづくりを進めていくため、行財政の現状を真摯に受け止め、引き続き積極的な行財政改革に取り組めます。

年度別将来人口の推移

平成27年国勢調査の総人口は46,912人で、10年前(平成17年)調査から1割減となっています。また、年齢3区分で見ると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少し、老年人口(65歳以上)の割合が増加しており、人口減少と少子高齢化が進んでいることが分かります。



出典：総務省統計局「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

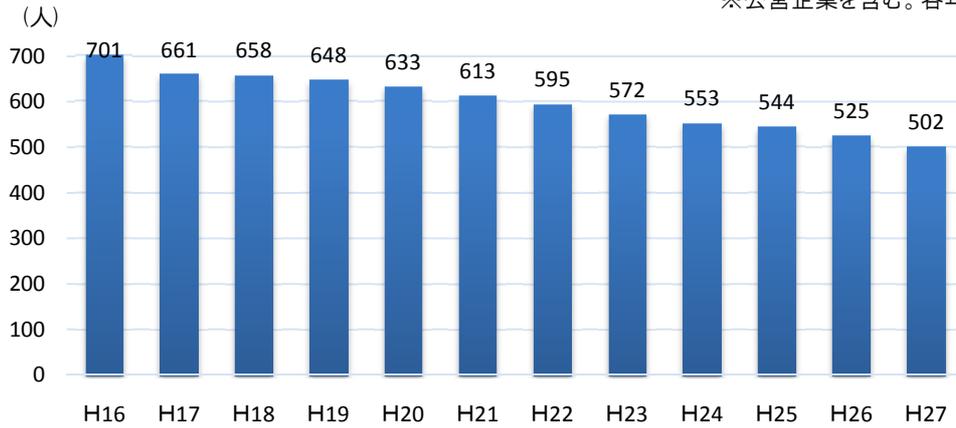
職員数の推移

合併直後の平成17年度は旧4町の職員に加え、一部事務組合である「三原郡広域事務組合」の職員を新市へ引き継いだため、職員数は661人でした。本市では、平成17年度に「第1次定員適正化計画」、平成22年度に「第2次定員適正化計画」を策定し、平成30年の職員数500人を目標に計画を進めてきました。

その結果、平成27年度には概ね目標を達成することができ、市民100人あたり職員1人の体制となっています。

※職員数については、淡路広域行政事務組合や淡路広域消防事務組合等が直接任用している職員を含んでいません。

※公営企業を含む。各年度4月1日現在



歳入額の推移

※普通会計ベース

市税は安定的に確保されていますが、歳入に占める割合が低く、国から交付される地方交付税や国県支出金などの依存財源に頼らなければ歳出を賄えない状況になっています。

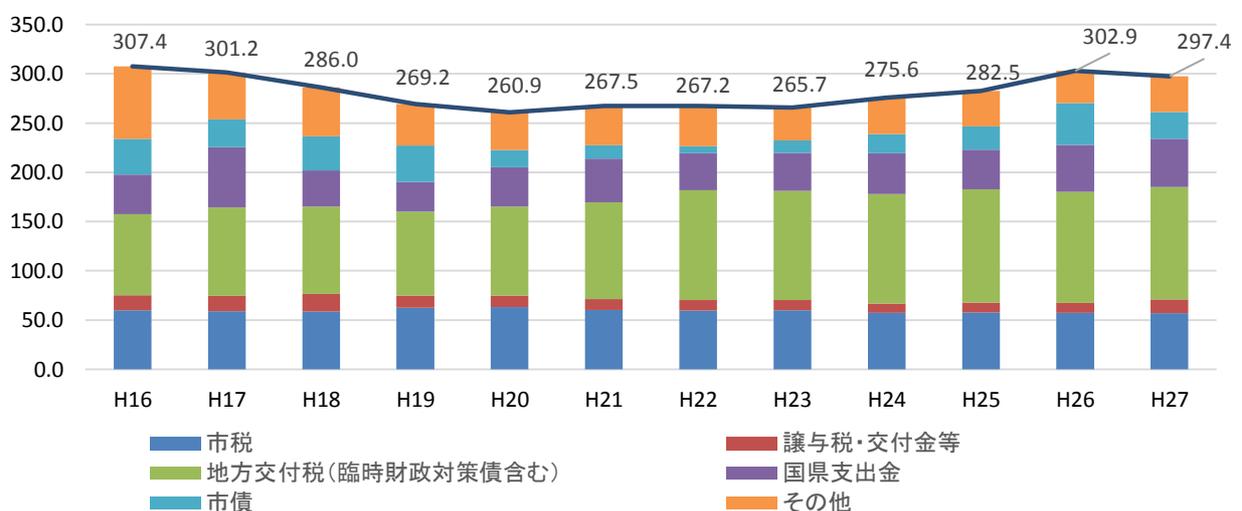
(単位:億円)

歳入科目	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市税	59.9	58.8	58.6	62.6	63.0	60.2
譲与税・交付金等	15.1	15.8	17.9	12.3	11.8	10.9
地方交付税(臨時財政対策債含む)	82.3	89.6	88.8	85.2	90.3	98.3
国県支出金	40.2	61.1	36.7	30.1	39.9	44.5
市債	36.5	28.4	34.4	36.9	17.7	13.6
その他	73.4	47.5	49.6	42.1	38.2	40.0
合計	307.4	301.2	286.0	269.2	260.9	267.5

(単位:億円)

歳入科目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市税	59.5	59.9	57.2	57.8	57.4	56.9
譲与税・交付金等	10.8	10.3	9.5	9.9	10.1	13.9
地方交付税(臨時財政対策債含む)	111.3	110.8	111.3	115.1	112.6	114.3
国県支出金	37.8	38.7	41.3	40.2	47.8	49.0
市債	6.9	12.6	19.4	23.6	42.2	27.2
その他	40.9	33.4	36.9	35.9	32.8	36.1
合計	267.2	265.7	275.6	282.5	302.9	297.4

(億円)



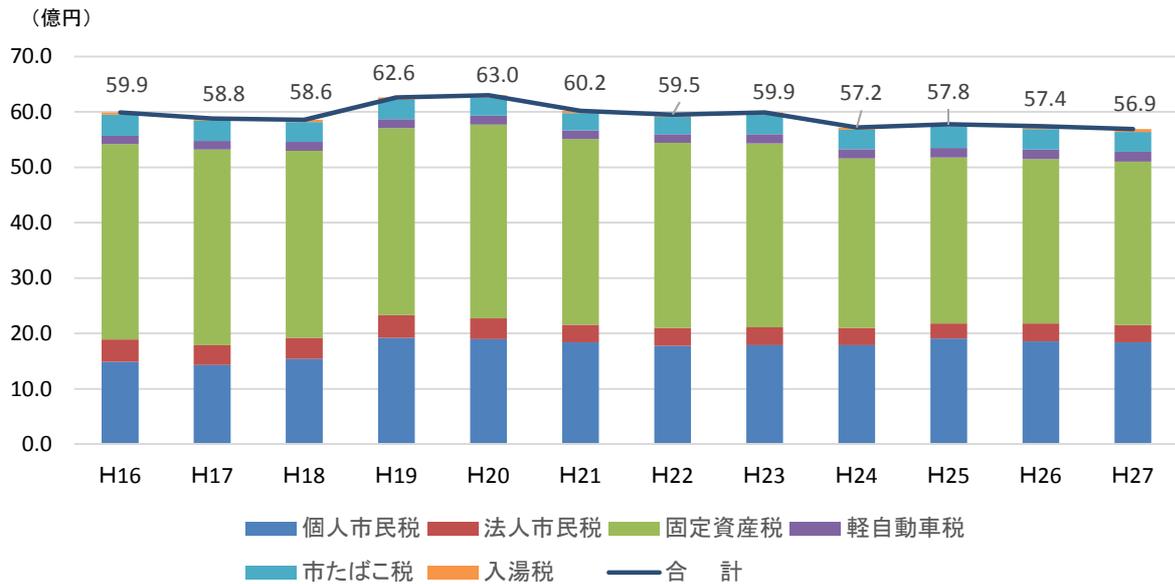
市税収入の推移

(単位:億円)

税目	H16	H17	H18	H19	H20	H21
個人市民税	14.9	14.3	15.4	19.2	19.0	18.4
法人市民税	4.0	3.6	3.8	4.1	3.7	3.2
固定資産税	35.3	35.3	33.8	33.8	35.0	33.5
軽自動車税	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
市たばこ税	3.8	3.6	3.6	3.5	3.3	3.1
入湯税	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
合計	59.9	58.8	58.6	62.6	63.0	60.2

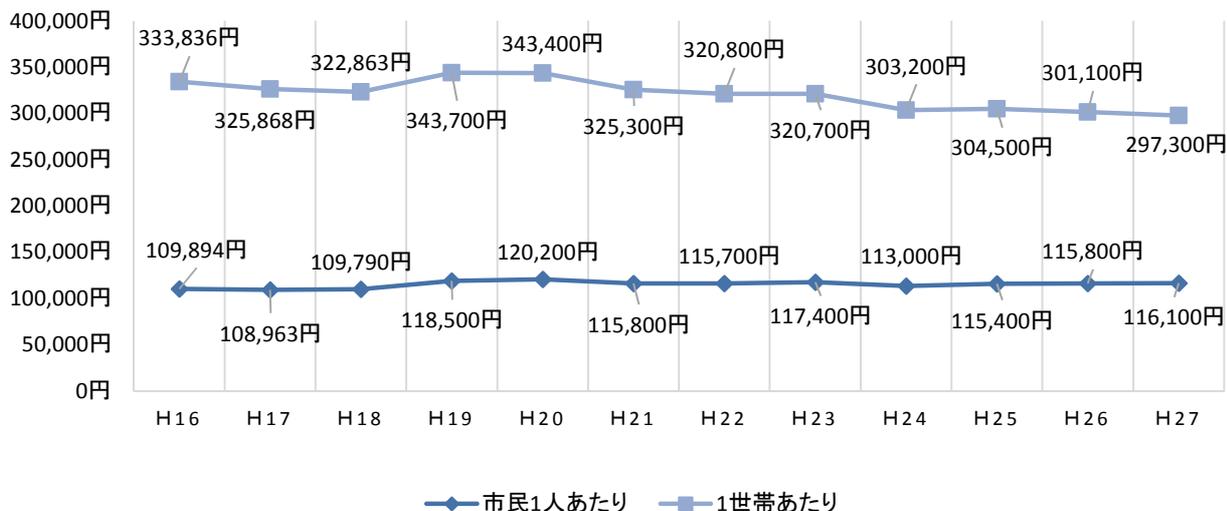
(単位:億円)

税目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
個人市民税	17.8	17.9	17.9	19.1	18.6	18.4
法人市民税	3.2	3.2	3.1	2.7	3.2	3.1
固定資産税	33.4	33.2	30.6	30	29.7	29.5
軽自動車税	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8
市たばこ税	3.1	3.5	3.5	3.9	3.7	3.6
入湯税	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
合計	59.5	59.9	57.2	57.8	57.4	56.9



市税負担の推移(市民1人あたり、1世帯あたり)

※人口・世帯数は各年度末時点



(単位:円、人、世帯)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市民1人あたり	109,894	108,963	109,790	118,500	120,200	115,800
1世帯あたり	333,836	325,868	322,863	343,700	343,400	325,300
人口	54,510	53,960	53,374	52,888	52,410	52,012
世帯数	17,944	18,043	18,150	18,230	18,352	18,509

(単位:円、人、世帯)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市民1人あたり	115,700	117,400	113,000	115,400	115,800	116,100
1世帯あたり	320,800	320,700	303,200	304,500	301,100	297,300
人口	51,450	51,017	50,609	50,061	49,544	49,046
世帯数	18,560	18,680	18,867	18,974	19,061	19,153

歳出の推移

※普通会計ベース

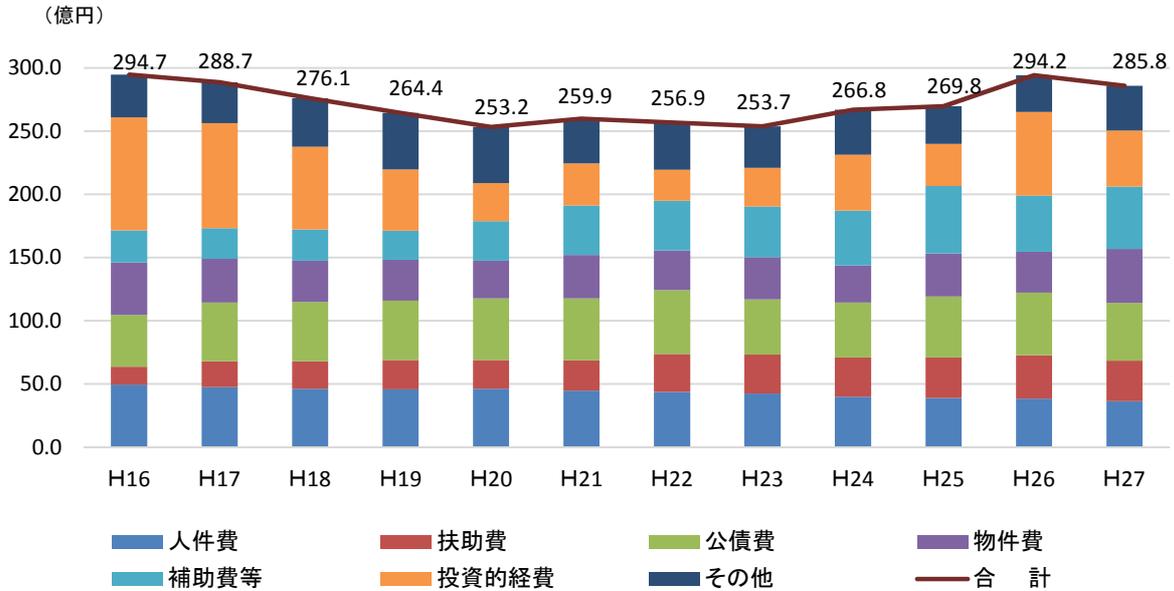
歳出について、人件費は右肩下がり、公債費は減少傾向となっていますが、扶助費(社会保障経費等)の増により、義務的経費はほぼ横ばいで推移しています。投資的経費は大型事業の実施により、近年はやや増加しています。

(単位:億円)

歳出科目	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	49.5	47.6	46.3	45.8	46.3	44.9
扶助費	14.3	20.4	21.6	23.2	22.8	24.0
公債費	40.8	46.5	47.0	47.1	48.7	48.9
物件費	41.6	34.4	32.7	32.1	29.7	34.4
補助費等	25.4	24.3	24.8	23.0	31.4	38.9
投資的経費	89.2	83.2	65.3	48.5	30.0	33.5
その他	33.9	32.3	38.5	44.8	44.3	35.2
合計	294.7	288.7	276.1	264.4	253.2	259.9

(単位:億円)

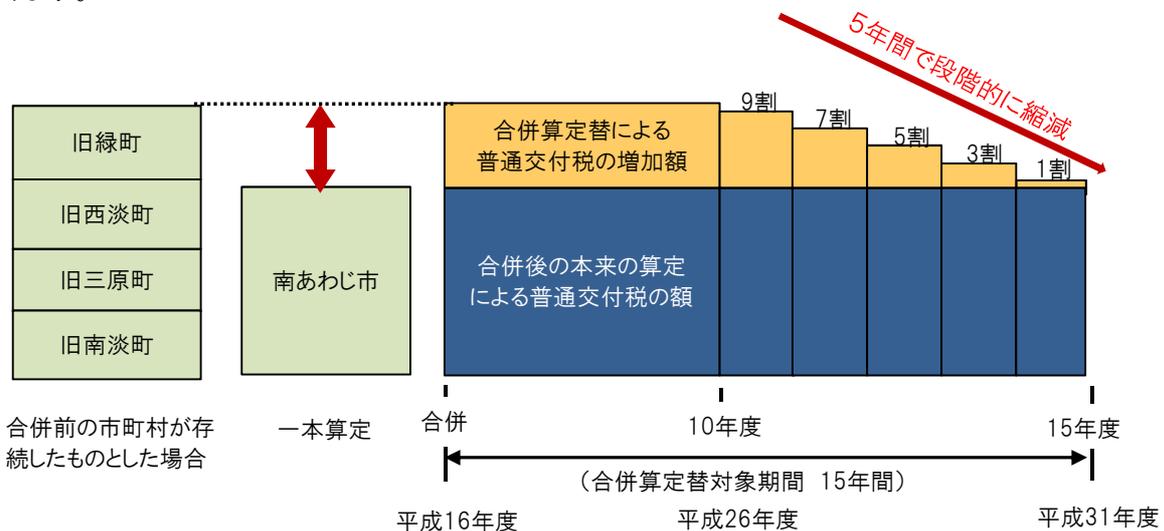
歳出科目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	43.8	42.4	39.9	39.0	38.6	36.4
扶助費	30.0	31.0	31.1	32.1	34.3	32.1
公債費	50.5	43.6	43.5	48.4	49.6	45.7
物件費	31.5	33.3	29.3	33.2	32.2	42.6
補助費等	39.3	40.1	43.3	53.1	44.6	49.3
投資的経費	24.5	30.6	44.1	34.2	66.0	44.4
その他	37.5	32.8	35.6	29.9	29.0	35.3
合計	256.9	253.7	266.8	269.8	294.2	285.8



地方交付税の推移

地方交付税とは、地方の財源の均衡を図るために国から交付されるお金のことで、普通交付税と特別交付税の2つがあります。

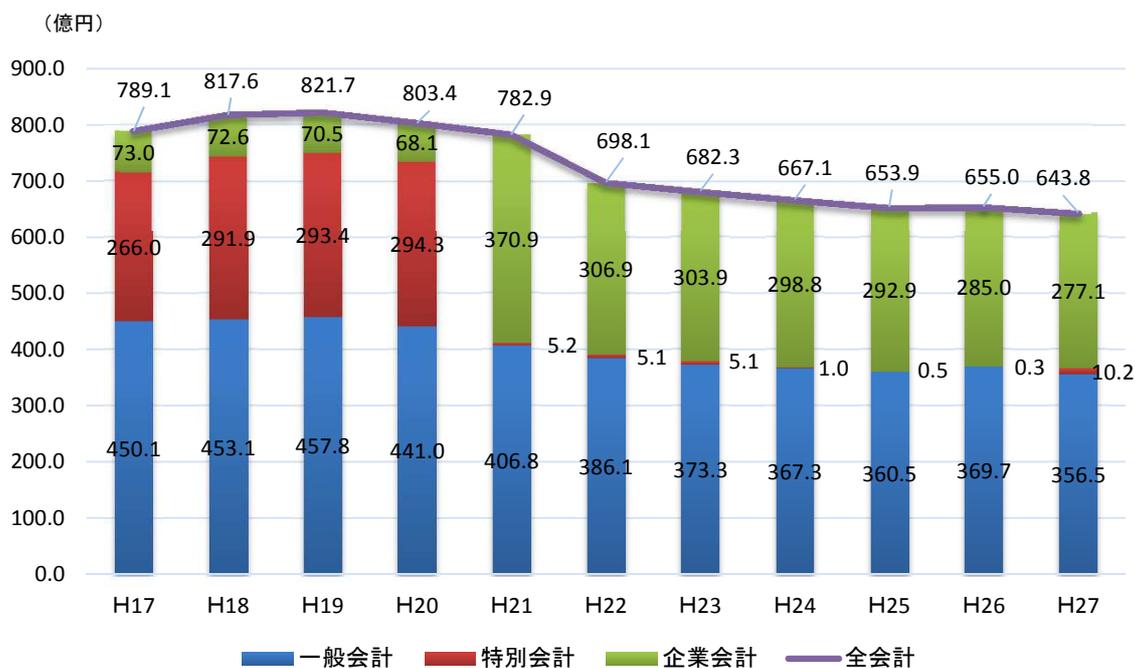
普通交付税については「合併算定替」という平成の大合併を実施した市町村を対象にした普通交付税算定の特例が適用され、合併後10年間の特例期間に続き、5年間の経過措置を経ながら段階的に縮減されてきました。本市においては平成27年度から段階的縮減が始まっており、平成32年度に特例措置がなくなります。



市債残高の推移

本市では、合併前後において多額の起債を伴う大型建設事業を実施したことにより、毎年度の元利償還金の増加が、財政圧迫の主要因の一つとなっていました。

平成19年には市債残高がピークに達していましたが、投資的経費を十分精査することによる借入抑制と、財政計画に基づく起債抑制及び繰上償還の実施に努めたことによって、近年では残高が減少傾向にあります。



(単位:億円)

	H17	H18	H19	H20	H21
一般会計	450.1	453.1	457.8	441.0	406.8
特別会計	266.0	291.9	293.4	294.3	5.2
企業会計	73.0	72.6	70.5	68.1	370.9
全会計	789.1	817.6	821.7	803.4	782.9

(単位:億円)

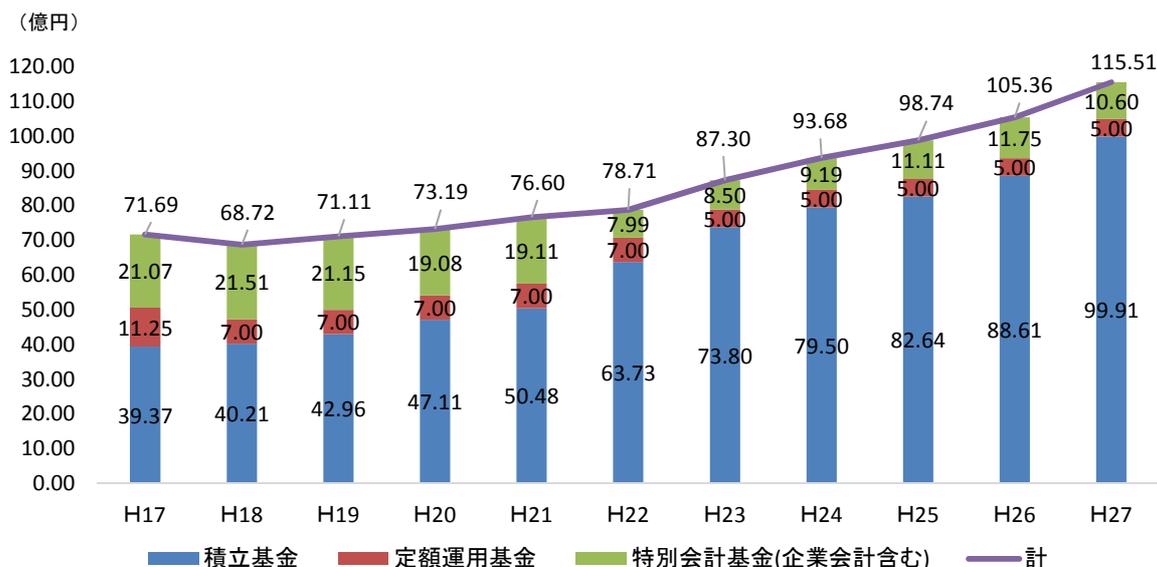
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般会計	386.1	373.3	367.3	360.5	369.7	356.5
特別会計	5.1	5.1	1.0	0.5	0.3	10.2
企業会計	306.9	303.9	298.8	292.9	285.0	277.1
全会計	698.1	682.3	667.1	653.9	655.0	643.8

基金残高の推移

本市では基金の設置目的を条例で定め、目的に沿った積み立て・取り崩しを行っています。

過去には国の三位一体の改革による国庫支出金の減収や人口減による市税の減収など、収入の不足を補うため財政調整基金を取り崩し、財政運営を行ってきました。

しかし、財政健全化に向け着実な取り組みを進めた結果、平成22年以降は財政調整基金を取り崩さずに財政運営を行うことが出来ています。



(単位:億円)

	H17	H18	H19	H20	H21
積立基金	39.37	40.21	42.96	47.11	50.48
定額運用基金	11.25	7.00	7.00	7.00	7.00
特別会計基金(企業会計含む)	21.07	21.51	21.15	19.08	19.11
計	71.69	68.72	71.11	73.19	76.60

(単位:億円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
積立基金	63.73	73.80	79.50	82.64	88.61	99.91
定額運用基金	7.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
特別会計基金(企業会計含む)	7.99	8.50	9.19	11.11	11.75	10.60
計	78.71	87.30	93.68	98.74	105.36	115.51

財政指標の推移

本市では合併以降、行財政改革の推進と財政計画といった長期的な視野に立った計画に基づき、限られた財源の重点配分や無駄・無理を徹底的に省くことによる身の丈にあった行政経営を行うこと、将来に多額の付けを回すことのないよう市債発行の抑制と基金残高の確保に努めること、そして選択と集中による適正な財政構造への転換を図ること等の取組みを重ねた結果、国が示す早期健全化基準等の数値を下回り、良好な財政状況を堅持しています。

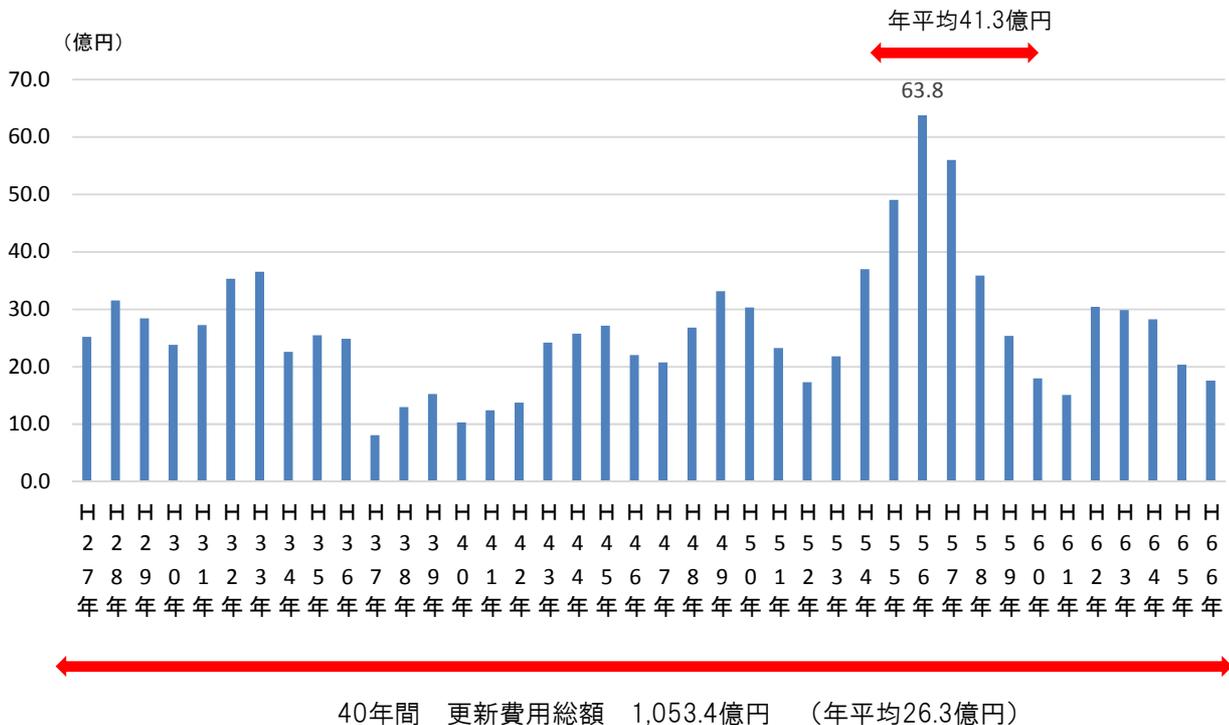
(単位:百万円)

年度	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	標準財政規模	積立基金合計	うち財政調整基金
H17	0.50	89.0%	17.0%	14,452.2	3,937.2	1,080.0
H18	0.51	87.8%	19.3%	14,490.2	4,020.8	1,321.0
H19	0.51	91.7%	19.9%	14,485.2	4,296.0	1,037.0
H20	0.51	88.3%	20.6%	15,643.8	4,711.3	814.0
H21	0.50	89.5%	19.8%	16,088.3	5,048.3	471.5
H22	0.47	83.9%	18.2%	16,914.4	6,372.7	943.6
H23	0.45	84.2%	16.1%	16,812.7	7,379.5	1,300.4
H24	0.44	85.0%	14.9%	16,678.6	7,949.9	1,920.2
H25	0.43	84.0%	14.3%	17,012.0	8,263.8	2,434.0
H26	0.42	87.1%	13.6%	16,892.4	8,860.8	2,728.5
H27	0.41	86.4%	13.2%	17,129.3	9,990.9	2,745.2

公共施設の将来更新費用の推移

公共施設の更新費用の総額は、平成27年から平成66年の40年間で1,053.4億円(年平均26.3億円)と見込まれています。

大規模改修、築31年以上50年未満の大規模改修及び建替え費用の合計が、平成36年までで年平均28.1億円と試算されています。平成37年からは建替え費用が増え、平成53年から平成59年までの年平均は41.3億円、特に平成56年には更新費用のピーク(63.8億円)に達する見込みとなっています。



3 行財政改革の進め方

人口減少と少子高齢化により税収が減少していくなかで、高齢化に伴う社会保障経費や老朽化による公共施設の更新費用が増加し、高度化・多様化・複雑化する市民ニーズのすべてを行政のみでは満たすことが困難な時代になりました。

そこで、第3次行財政改革では、行政と民間(市民、地域、民間業者等)との関係を整理し、行政が維持していくものと民間で担うことができるものを見直しを図ります。そして、行政と民間が共に手を携えることで、効率的・効果的な行財政運営によるまちづくりを進めます。

(1) 基本目標

健全な財政を維持しながら行政経営を進めるにあたって、2つの基本目標を設定します。

基本目標 1

効率的で効果的な行財政運営

基本目標 2

役割分担の見直し・
行政と民間の協働によるまちづくり

(2) 行財政改革の柱

基本目標を達成するため、「市民参画と役割分担」「事務事業の取捨選択」「公共施設の最適化」を行財政改革の柱として位置づけ、行財政改革を推進します。

改革の柱 1

市民参画と役割分担

民間と行政が市政運営に必要なコストを共有し、行政が行うもの、民間の資金とノウハウを活用するものを見極め役割分担を明確化するとともに、市政の見える化を進め、行政の透明性を図ることで相互の信頼関係に基づく行財政経営を推進します。

また、公平な受益者負担を民間とともに考え、使用料・手数料の見直しを行います。

改革の柱 2

事務事業の取捨選択

財源や人材など限られた行財政資源のなかで、市民ニーズを的確に反映した行財政運営を行うため、事務事業の取捨選択を進め、行財政資源の計画的活用と適正な配分を行います。

また、最適な行政サービスを提供し、本市独自の施策展開を図るための歳入の確保や、次世代の負担軽減を図る経営基盤を構築するための歳出の抑制に取り組めます。

改革の柱 3

公共施設の最適化

合併により重複及び分散配置となったままの公共施設については、維持修繕を主とした更新費用が集中してくるため、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な老朽化対策を進めるとともに、個々類型別に検証し、今後方針を考え地域の実情と本市の財政規模に見合った配置及び機能の集約化を実施します。

(3) 取組項目

3つの改革の柱に沿って、具体的に次の8つの取組を進めます。

取組項目 1

人材の育成

職員の意識改革を図り、市民との信頼関係を築くうえで基本である接遇やマナーの向上に取り組めます。

また、多様化・複雑化する行政課題に的確かつ丁寧に対応できる職員を育成するためのシステムづくりに取り組み、専門性の高い分野においては、研修等への積極的な参加により職員の専門性を高めるとともに、知識・技能を継承していける環境づくりを進めていきます。

取組項目 2

行政サービスの向上

将来の市財政に与える影響を重視しながら、市民意識や市民感情からかけ離れた行財政運営とならないよう、多様化していく市民ニーズを的確に把握することにより身近な行政を実現します。また、親切・丁寧・迅速な応対に努めることで、市民が納得し、安心感をもついただける行政サービスの向上に取り組めます。

取組項目 3

透明性の確保

情報公開制度の運用と広報紙・ホームページ等を通じて市行政の事業内容や財政状況の公開を積極的に進めます。市民に分かりやすい行政情報の提供を行うことにより、説明責任を果たすとともに、公正で透明な市政を推進します。

取組項目 4

財源の確保

市税等の収納率を高めるとともに市有財産の有効活用に努め、多様化・高度化する市民サービスや国県から移譲される事務事業に対して、的確に対応できるだけの自主財源の確保を図ります。また、公平な受益者負担を民間と共に考え、使用料・手数料の見直しを進めます。

公共事業においては、事業の必要性、優先度を十分検証するとともに、施工にあたっては、事業費の縮減に取り組めます。

取組項目 5

事務事業の整理と連携

事務事業を見直し、目的や内容が類似した事務事業の整理や事業の実施方法の検討を行うことで、事業費の削減や効率化を図ります。

また、複数部局が関係する市民ニーズに対して、部局を越えた連携体制を構築し、相互に情報共有や意見交換等を行うことで、市民に必要なサービスを的確かつ速やかに提供するとともに、成果の向上や効率化を図ります。

取組項目 6

公共施設の最適化

「公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の最適化について、市民ニーズと利用状況を考慮しながら取り組みます。

公共施設の長寿命化や統廃合などを進め、市財政の負担の軽減と公共施設の適正な配置を推進するとともに、売却や有効活用による財源の創出と、施設を維持管理していくため、使用料の適正化を図り、公共施設の最適化に取り組みます。

取組項目 7

情報発信と情報共有

分かりやすく親しみやすい広報紙やケーブルテレビ、ホームページの作成に努め、コンスタントに各種支援・助成制度や防犯及び防災・減災につながる情報発信に取り組み、市民生活の向上や産業の振興と市民の安全・安心な生活を支えます。

インターネットの普及による情報の電子化が進んでいるなか、市民が多様なアプローチで情報を入手できるよう、インターネット以外の情報ツールとして、紙媒体や防災行政無線などによる情報提供の機会を継続するとともに、市民交流センターを市政情報に触れることができる場として活用することで、きめ細かな情報発信と情報共有を行い、市民に開かれた身近な行政を推進します。

取組項目 8

地域協働の推進

まちづくりは、市民と地域、行政が様々な形で関わり合いながら達成されるものです。

市民が主体となって自立的に社会に貢献している団体への支援を図るとともに、市民・地域・行政が積極的に対話する機会を作り、まちづくりの現場に足を運び、協働意識を持ちながら共にまちづくりを進めます。

また、地震、風水害などの不測の災害等から市民のいのち、財産、権利、情報等を守り、市民が安全・安心を実感できる社会の実現に向け、市民・地域・行政の連携強化に努めます。

行財政改革の施策体系図

第3次行財政改革大綱の基本目標

効率的で効果的な行財政運営

役割分担の見直し・行政と民間の協働によるまちづくり

改革の柱 1

市民参画と役割分担

取組項目1
人材の育成

取組項目2
行政サービスの向上

取組項目3
透明性の確保

取組項目7
情報発信と情報共有

取組項目8
地域協働の推進

改革の柱 2

事務事業の取捨選択

取組項目4
財源の確保

取組項目5
事務事業の整理と連携

改革の柱 3

公共施設の最適化

取組項目6
公共施設の最適化

(4) 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

(5) 推進体制

